

令和7年9月9日開会

第3回 更別村議会定例会議案

報告第4号

令和6年度更別村財政の健全化判断比率及び公営企業に係る
資金不足比率の報告の件

令和6年度更別村財政の健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見をつけて、別紙のとおり報告する。

令和7年9月9日提出

更別村長 西 山 猛

令和6年度更別村財政の健全化判断比率及び公営企業に係る
資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度に公表する令和6年度健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を次のとおり報告します。

記

1 健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
— (15.00)	— (20.00)	5.2 (25.0)	— (350.0)

備考

- 各比率とも負数にて算出された場合には、「—」で記載しています。
- () 内は、早期健全化基準を記載しています。

※参考 本村の健全化判断比率

実質赤字比率	△6.70％
連結実質赤字比率	△11.52％
将来負担比率	△174.8％

2 資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率（％）	備 考
簡易水道事業特別会計	—	
公共下水道事業特別会計	—	

備考

- 両会計とも資金不足額が生じないため、「—」で記載しています。



更 監 号

令和7年8月28日

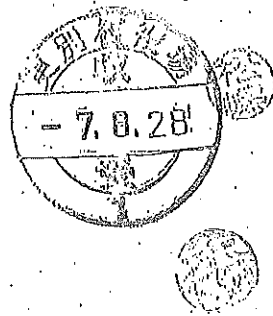
更別村長 西 山 猛 様

更別村監査委員 笠 原 幸 宏

〃 安 村 敏 博

令和6年度更別村財政の健全化判断比率及びその算定の基礎
となる事項を記載した書類の審査意見書について

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、
審査に付された令和6年度更別村財政の健全化判断比率及びその算定の基
礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見書
を提出します。



令和6年度更別村財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項
を記載した書類の審査意見書

1 審査の対象

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 審査の期日

令和7年8月26日

3 審査の方法

審査にあたっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の目的に留意し、健全化判断比率について検証した。さらに、その算定基礎となる事項を記載した書類の正確性について、関係書類と照合するとともに、必要な事項については関係職員の説明を求め審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された令和6年度更別村財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に準拠して作成されており、これらと関係書類と照合した結果、健全化判断比率のうちのいずれも早期健全化基準及び財政再生基準以下であると認められた。

5 健全化判断比率

健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準及び財政再生基準以上である場合には、財政の早期健全化のための計画（以下「財政健全化計画」という。）を定めなければならないこととされている。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、当該地方公共団体の普通会計に相当する一般会計及び特別会計の実質収支の赤字額の標準財政規模に対する割合を示す指標であり、その意味では、財政状況を最も端的に表すものと言える。この値が15.0%以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないが、今年度は、実質赤字額がないため、実質赤字比率は「－（数値なし）」となっている。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、普通会計に相当する一般会計及び特別会計に留まらず、当該地方公共団体の全ての会計をその対象会計とし、当該団体の実質的な資金不足の状況を示す指標である。あくまで地方公共団体の会計全体のリスクを把握する手段であることに留意する必要がある。この値が20.0%以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないが、今年度は、全ての会計において実質赤字額がないため、連結実質赤字比率は「－（数値なし）」となっている。

(3) 実質公債費比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標である。この値が25.0%以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

今年度の実質公債費比率は5.2%であり、前年度の6.4%と比較すると1.2ポイント低くなっている。

(4) 将来負担比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3つの比率は、それぞれ当該年度の前年度において実際に生じた収支（資金）不足の状況や公債費等の負担の状況を示すフロー指標であり、当該団体の将来の収支や実質的な負債を考慮していないものである。そこで負担を先送りすることなどにより将来的に財政悪化が生じない

よう、当該団体の実質的な負債を捉えたストック指標を将来負担比率として定めたものである。この値が350.0%以上の場合に市町村は、財政健全化計画を定めなければならないが、今年度も将来負担額に対する充当可能財源が将来負担額を上回り、将来負担比率は「－(数値なし)」となっている。

財政健全化判断比率の状況

(単位：%)

区 分	令和6年度			令和5年度
	比 率	早期健全化 基 準	財政再生 基 準	比 率
実 質 赤 字 比 率	－	15.0	20.0	－
連結実質赤字比率	－	20.0	30.0	－
実質公債費比率	5.2	25.0	35.0	6.4
将 来 負 担 比 率	－	350.0	－	－

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率が負数の場合は、数値なしとして比率欄に「－」と表示している。

6 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が正しく作成されているかを検証するため、その書類と関係書類を照合した結果、特に意見を付する事項はない。



更 監 号

令和7年7月2日

更別村長 西 山 猛 様

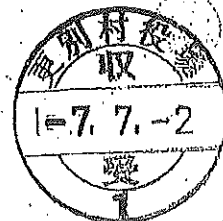
更別村監査委員 笠 原 幸 宏

〃 安 村 敏 博



令和6年度更別村公営企業の資金不足比率及びその算定の基
礎となる事項を記載した書類の審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、
審査に付された令和6年度更別村公営企業の資金不足比率及びその算定の
基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見
書を提出します。



令和6年度更別村公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見書

1 審査の対象

令和6年度更別村公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

令和7年6月24日

3 審査の方法

審査にあたっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の目的に留意し、公営企業の資金不足比率について検証した。更に、その算定基礎となる事項を記載した書類の正確性について、関係書類と照合するとともに、必要な事項については関係職員の説明を求め審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された令和6年度更別村公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に準拠して作成されており、これらを関係書類と照合した結果、公営企業の経営健全化基準以下であると認められた。

5 資金不足比率の状況

(単位：%)

区 分	令和6年度		令和5年度
	比 率	経営健全化基準	比 率
簡易水道事業特別会計	—	20.0	—
公共下水道事業特別会計	—	20.0	—

※ 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」で表示している。

認定第1号

令和6年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件

令和6年度更別村一般会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見をつけて、別冊のとおり認定に付する。

令和7年9月9日提出

更別村長 西 山 猛

認定第2号

令和6年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の
件

令和6年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見をつけて、別冊のとおり認定に付する。

令和7年9月9日提出

更別村長 西山 猛

認定第3号

令和6年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
認定の件

令和6年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見をつけて、別冊のとおり認定に付する。

令和7年9月9日提出

更別村長 西 山 猛

認定第4号

令和6年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の
件

令和6年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見をつけて、別冊のとおり認定に付する。

令和7年9月9日提出

更別村長 西 山 猛

認定第 5 号

令和 6 年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の
件

令和 6 年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、地方公営企業
法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意
見をつけて、別冊のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

更別村長 西 山 猛

認定第6号

令和6年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
の件

令和6年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見をつけて、別冊のとおり認定に付する。

令和7年9月9日提出

更別村長 西 山 猛

議案第66号

更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件

更別村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月9日提出

更別村長 西 山 猛

住 所

氏 名 佐 藤 正 範

生年月日

議案第67号

更別村議会議員及び更別村長の選挙における選挙運動の公営
に関する条例の一部を改正する条例制定の件

更別村議会議員及び更別村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和2年更別村条例第22号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月9日提出

更別村長 西 山 猛

1 理 由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）の施行に伴い、関連する条文を改めるため、この条例を制定するものである。

2 要 旨

選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を改める。

更別村議会議員及び更別村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

更別村議会議員及び更別村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和2年更別村条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条 村は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。	（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条 村は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。
（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第11条 村は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>3,600円</u>を超える場合には、<u>3,600円</u>）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に1.5を乗じて得た数（1枚未満の端数がある場合には、その端数は、1枚とする。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2	（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第11条 村は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>3,000円</u>を超える場合には、<u>3,000円</u>）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に1.5を乗じて得た数（1枚未満の端数がある場合には、その端数は、1枚とする。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2

条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第68号

更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部
を改正する条例制定の件

更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年更別村
条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月9日提出

更別村長 西 山 猛

1 理 由

仕事と生活の両立支援の拡充に関する人事院規則が改正されたことに
伴い、国家公務員に準じて関連する条文を改めるため、この条例を制定
するものである。

2 要 旨

- (1) 仕事と生活の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に伴
い、所要の規定を追加する。
- (2) その他、所要の改正を行うものである。

更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年更別村条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
(介護休暇) 第19条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第19条の4第1項において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略） <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第19条の3 任命権者は、更別村職員の育児休業等に関する条例（平成4年更別村条例第7号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>（3） 更別村職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定</u>	(介護休暇) 第19条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第19条の3</u>第1項において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略）

による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第19条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等

に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 （略）

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員）に対する意向確認等）

第19条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 （略）

(勤務環境の整備に関する措置) 第19条の5 (略)	(勤務環境の整備に関する措置) 第19条の4 (略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第19条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第69号

更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 制定の件

更別村職員の育児休業等に関する条例（平成4年更別村条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月9日提出

更別村長 西 山 猛

1 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の施行に伴い、関連する条文を改めるため、この条例を制定するものである。

2 要 旨

- （1） 育児時間の多様化に係る関係規定の整備に伴い、部分休業の承認について所要の規定を追加する。
- （2） その他、所要の改正を行うものである。

更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

更別村職員の育児休業等に関する条例（平成4年更別村条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（同法第12条及び第19条第6項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条（同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） （略） （2） 勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。） （第1号部分休業の承認） 第18条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項_____、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項_____、第14条（同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項_____の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） （略） （2） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） （部分休業_____の承認） 第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間

又は更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第19条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

又は更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第19条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第9条、更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第29号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第20条又は第34条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第13条、会計年度任用職員給与条例第19条又は第33条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第9条、更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第29号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第20条又は第34条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第13条、会計年度任用職員給与条例第19条又は第33条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 第13条の規定は、部分休業について準用する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の更別村職員の育児休業等に関する条例第 18 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第70号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を別紙のとおり変更するものとする。

令和7年9月9日提出

更別村長 西 山 猛

1 理 由

加入団体の脱退に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約別表第1の変更について協議の申出があったことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

2 要 旨

組合規約別表第1中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第71号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更するものとする。

令和7年9月9日提出

更別村長 西山 猛

1 理 由

加入団体の脱退に伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約別表（2）一部事務組合及び広域連合の表の変更について協議の申出があったことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

2 要 旨

組合理約別表（2）一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約(昭和32年1月23日32地第175号指令許可)の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第72号

北海道市町村総合事務組合規約の変更の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更するものとする。

令和7年9月9日提出

更別村長 西 山 猛

1 理 由

加入団体の脱退に伴い、北海道市町村総合事務組合規約別表第1及び別表第2の変更について協議の申出があったことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

2 要 旨

- (1) 組合規約別表第1及び第2中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。
- (2) その他、所要の改正を行うものである。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約(平成31年2月22日市町村第1877号指令)
の一部を次のように変更する。

別表第1 檜山振興局(11)の項中「(11)」を「(10)」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第78号

動産の買入の件

学校給食センター厨房機器購入事業の売買契約を次のとおり締結しようとするものである。

令和7年9月9日提出

更別村長 西山 猛

1	事業名	学校給食センター厨房機器購入事業
2	納入場所	更別村字更別南1線101番地
3	契約の方法	指名競争入札による落札
4	契約金額	金 102,839,000 円也
5	契約の相手方	河西郡更別村字更別南1線91番地 株式会社 ヤマジョウ 代表取締役 太田 智範

理 由

売買契約の締結について、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第79号

動産の買入の件

学校給食センター調理用具等購入事業の売買契約を次のとおり締結しようとするものである。

令和7年9月9日提出

更別村長 西 山 猛

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事業名 | 学校給食センター調理用具等購入事業 |
| 2 | 納入場所 | 更別村字更別南1線101番地 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札による落札 |
| 4 | 契約金額 | 金 8,239,000 円也 |
| 5 | 契約の相手方 | 河西郡更別村字更別南1線91番地
株式会社 ヤマジョウ
代表取締役 太田 智範 |

理 由

売買契約の締結について、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求めるものである。